

健康管理

よりよい学生生活を送るためには、心身共に健康でなくてはなりません。

健康は、予防的、恒常的に保持していくことが重要であり、その為には自己管理が最も大切です。以下に健康を保持・向上させる上で、重要な事柄をまとめましたので留意して下さい。

(1) 保健室の利用

保健室は健康診断、健康相談（悩みごと等も）、救急処置、傷病者の休養及び、その他の保健養護を行うために設けています。健康上の問題がある時は、気軽に利用して下さい。なお、下記の場合には、必ず保健室に連絡して下さい。

- ① 重大な持病等のある時。
- ② 寮、下宿の学生で、重い病気にかかって動けない時。
- ③ 伝染性疾患にかかった時。

※ ③の場合には出来るだけ周囲との接触を避け、連絡は電話を利用する。

保健室の利用時間

平日 9:30～16:30

[学校医] 中濃厚生病院 関市若草通5丁目1番地
診察時間 午前 8:30～11:30 土日祝祭日休診
TEL (0575) 22-2211

(2) 定期健康診断

本学では、毎年4月に定期健康診断を実施しています。

この健康診断は、疾病の早期発見及び予防措置を目的とし、個人の健康状態を把握して保健指導の基盤となるものです。又、就職時の健康診断書を作成するものになりますので、必ず受診して下さい。

学内で受診できなかった場合、各自、医療機関等で受診し、その結果を定められた期間内に提出しなければなりませんので、ご注意下さい。

(3) 遠隔地被保険者証の利用について

寮・下宿生活を送る学生は保険証が手元にないため、保険の適用が受けられないことがあります。このような場合にそなえて、国民健康保険や各種の社会保険は、「遠隔地被保険者証」を発行する制度があります。入学時に学務課で「在学証明書」をとり、下記の場所で手続をして下さい。

国民健康保険の場合……被保険者（世帯主）の居住する市町村役場。

社会保険の場合……被保険者（世帯主）の事業所。

(4) 学生教育研究災害傷害保険について

正課中、通学中、あるいはクラブ・サークル活動中において、不測の災害や事故が起きることがあります。このような教育研究活動中での事故に対する被害者救済制度として「学生教育研究災害傷害保険」があります。

本学では、入学時に全員が加入しこのような事故災害に備えています。

通学途上・実験・実習・実技の授業中及びクラブ活動中などでケガをしたときは、学務課まで申し出て所定の手続をして下さい。※ 過年度生は、任意加入になります。